

## 郡山市郵便入札参加者心得

市民・NPO活動推進課

### (目的)

第1条 郡山市市民公益活動総合補償保険制度業務に係る競争入札のうち郵便による入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項は、法令に定めるもののほか、この心得の定めるものとする。

### (入札保証金)

第2条 入札保証金の納付等については、郡山市契約規則（昭和40年郡山市規則第49号。以下「規則」という。）第27条第1項第2号により、免除する。

2 入札保証金を免除した場合でも、落札者が契約を締結しないときは、納付しないこととした入札保証金と同額の金額を市に納めること。

### (入札等)

第3条 入札参加者は、仕様書及び公告の入札条件を熟知の上、入札しなければならない。

2 入札参加者は、中封筒には入札書、外封筒には入札書を同封した中封筒を入れ、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により、公告に記載している日までに郵送しなければならない。

3 入札参加者は、郵送した入札書を書換え、引換え又は撤回をすることができない。

4 提出のあった書類の返却は行わないものとする。

### (入札の辞退)

第4条 入札参加者は、入札書の郵送後においても開札までの間は入札を辞退することができる。

2 入札参加者は、入札を辞退するときは、入札辞退届を郵送（開札の前日までに到達するものに限る。）により申し出るものとする。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後不利益な取扱いを受けるものではない。

### (公正な入札の確保)

第5条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

### (入札の中止等)

第6条 郵便事情等による事故又は不正な行為等により公正な入札が害されるおそれがあると認められるときは、入札の執行を延期又は中止することがある。

### (無効の入札)

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 同一入札事項について、同一人が2通以上の入札書を提出した入札
- (2) 入札書に代表者の記名押印を欠く入札
- (3) 入札書の金額を訂正した入札又は金額が明確でない入札
- (4) 入札書が未記入である等不備がある入札
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (6) 公告で記載された提出期限を過ぎて到達した入札
- (7) 入札に際して虚偽又は不正の行為があった入札
- (8) その他入札に関する条件に違反してなされた入札

(開札)

第8条 開札は、公告で指定した場所及び日時において、当該入札事務に關係のない職員を立ち会わせた上で執行する。

(再度入札)

第9条 1回目の開札において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の8第4項の規定により、再度の入札を行うものとする。この場合においては、第1回目の入札結果及び再度の入札を行う旨を入札参加者に伝えるものとする。

2 1回目の入札が無効になった者は、その後の再度の入札には参加できないものとする。

(落札者の決定等)

第10条 落札者は、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低価格をもって入札した者とする。

2 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。この場合においては、当該入札事務に關係のない職員にくじを引かせる。

(契約保証金)

第11条 規則第8条第1項第4号により、免除する。

(契約書等の作成)

第12条 契約書の作成については、落札者が準備する申込書をもって代えることができる。

2 落札者の決定後、7日以内に契約書等の関係書類を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

(異議の申立)

第13条 入札をした者は、入札後、公告第3に規定する入札の条件等及びこの心得について、不知を理由として異議を申し立てることはできない。

2 入札参加希望者が、郵便事故等により、入札参加申請書等及び入札書が提出場所に到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできない。

(補則)

第14条 この心得に疑義がある場合は、入札参加者は、その疑義について入札前において質問することができる。